

総務常任委員会

令和3年2月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
まちづくり政策課長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	教委総務課参事	岡村 智生
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	三原 進也

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しています審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。

平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

まず、例年、子どもたちが参加しやすい夏休み期間中に開催してまいりました子ども考古学教室につきましては、令和2年6月11日開催の総務常任委員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止にともない小学校が臨時休業をしていたことにより、夏休み期間の日数も減少することから、今年度の夏休み期間中の子ども考古学教室開催については中止とし、その後の感染状況や教育における情勢等を勘案しまして開催を検討する旨のご報告をさせていただきましたが、現在の感染状況下において参加人数を制限して実施することが可能と判断しましたことから、子ども勾玉づくり教室につきましては、2月28日に開催してまいりたいと考えております。参加申し込み数としましては、22組44人となっております。また、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を延期しておりました斑鳩考古学講座につきましては、斑鳩考古学検定と題しまして、2月

23日に開催してまいります。参加申し込み数としましては、12名となっております。実施内容としましては、斑鳩町に関する歴史や文化の考古学に関係した知識のテスト方式による腕試しをしていただき、一定の得点以上を獲得された参加者に斑鳩考古学マスターとして認定証を発行するとともに、町内の遺跡から出土した遺物等の特別解説を参加者に行うなどして、斑鳩町における考古学の知識を深めていただくことを目的として開催するものであります。

次に、先ほど町長のご挨拶にもありました、斑鳩文化財センターのリニューアルについてであります。資料1をご覧ください。当該事業につきましては、来年度の令和3年度の新規事業として計画しているものであります。斑鳩文化財センターにおける紹介映像は、当該施設のガイダンス機能の中心的な役割を果たしております。そこで、当町が取り組んでおります視聴覚障害者へのバリアフリー化をより一層推進するため、これまで設置できていなかった展示棟入口より映像ホールや展示室およびトイレへの案内の点字表示を行うとともに、ガイダンス映像において字幕や手話通訳の挿入を図るのに合わせて、開館当初より10年以上を経て使用しております映像のデジタル高画質化にともなう映像機器の更新を地方債、公共施設等適正管理推進事業債、通称ユニバーサル化事業債と申しておりますけれども、それをもってして、令和3年度において行ってまいりたいと計画しております。なお、今後の来年度の予算の議決を経て、来年度において実施される運びとなりましたら、あらためまして総務常任委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、平成25年度より奈良大学と共同で進めております斑鳩における古墳の範囲確認調査についてであります。今回も引き続き、豊島直博教授のもと、奈良大学の学生が従事しまして、2月15日から3月31日までの間、平成30年度の調査において銅鏡が出土しました龍田北1丁目に所在いたします甲塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査に着手しております。なお実施にあたりましては、調査参加者には、毎日の検温、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底して実施することとしております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて報告させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員

4番目の甲塚古墳の調査の件ありますけども、これは結果わかったら、また現地説明会とかなんか、そういうのは開催される予定はありますでしょうか。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

顕著な調査結果がありましたら、そのような方法もしてまいりたいと考えておりますけども、通常のものでございましたら、それは普通の報告という形になると考えております。

委員長

ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

先ほど、検定をされるということなんですけれども、その検定というのは、考古学に興味をもってもらう目的云々おっしゃってましたけれども、広く浅く皆さんに興味をもってもらうのか、その検定自身、権威を高めるために難しくするのか、そこらへんはどのように考えておられるんですか。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

今、嶋田委員さんのおっしゃられた内容につきましてお答えさせていただきます。今回の検定につきましては、いわゆる奈良ソムリエ的な、そういったすごく細かい問題を問うて権威づけるようなものではなくて、どちらかというと、楽しく考古学を親しんでいただいて、そして斑鳩町における歴史文化、特に今回は聖徳太子を中心に出题してまいりたいと考えておりますけども、そういった目的での検定と考えております。以上であります。

委員長

ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員

映像の高質化にともない、映像機器、プロジェクターと書いてますけども、画質をよくすると、スクリーンがあつてと、僕からするとこのタイミングでいった

ら正直言うて発信するほう、会議でも出席せんでもいろいろ発信してはりますわな、ああいうようなことを考えていかれるイメージがあるんですけど、それはしないんですか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 今、おっしゃられた映像の情報発信ということですが、現在斑鳩文化財センターの映像室で放映している映像につきましては、かなり著作権等いろいろ検討した中で作成しておりますので、あのまま例えば発信していくということはちょっと難しいかなと思います。またそういった最近でのツールを使っての情報発信というのは、またいろいろ当方としても考えてまいりたいと思っておりますので、そのあたりまた検討してまいりたいと思います。

伴委員 そうですな。結局、また来場いただかなくてもPRできるっていうか、そういうことも今後考えていっていただけたらと思いますので、お願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしたしたらこれをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、2. 各課報告事項を議題といたします。(1) 令和3年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 福田税務課長。

税務課長 各課報告事項の1番目、令和3年度税制改正大綱(地方税関係)の概要につきまして、ご報告させていただきます。本日、ご報告させていただきます内容につきましては、昨年の12月に、国において取りまとめられました令和3年度税制改正大綱(地方税関係)のうち、町税条例の改正に関するものを中心に抜粋し、その概要を説明させていただくものであります。恐れ入りますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。資料に沿って説明させていただきます。

はじめに、1. 個人町民税の(1)住宅ローン控除の特例の延長についてであります。控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例につきましては、昨年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置として、入居期間が延長されておりましたが、今回の税制改正におきましても、先行きが不透明な経済情勢等を踏まえ、入居期間をさらに1年延長して令和4年末までとするとともに、小規模世帯へ支援を拡大する観点から、合計所得1千万円以下の者については、床面積40平方メートルから50平方メートルの住宅も対象とするものであります。なお、この措置に伴う個人町民税の減収額につきましては、全額国費で補填されます。

続きまして、(2)退職所得課税の適正化についてであります。退職金につきましては、長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格をもち、一度にまとめて相当額を受給されることなどを踏まえ、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る2分の1課税の措置が取られておりますが、現状におきましては勤続年数5年以下の法人役員等につきましては、適用されておられません。法人役員等以外の短期間の雇用者についても、給与を下げた上で退職金を多く払うことにより、税負担を免れるといった事態が起こり得ることから、今回の改正では退職控除額を控除した残額が300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しないようにするものであります。

続きまして、2. 固定資産税・都市計画税に関する改正内容についてであります。(1)固定資産税等(土地)の負担調整として、①土地に係る負担調整措置の継続についてであります。この改正につきましては、令和3年度の評価替えに伴う改正であり、現行の措置が令和2年度で期限切れとなることから、令和3年度から5年度まで、現行の措置を継続するものであります。次に、②では、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況等が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、①の負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。次に、③据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続については、評価替えを行わない据置年度におきまして、簡易な方法で価格の下落修正ができる現行の措置が期限切れとなることから、令和4年度と令和5年度も現行と同様の制度を継続するものでございます。

続きまして2ページ、(2)浸水被害対策等のために整備される雨水貯留施設

に係る課税標準の特例制度の創設についてであります。浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定に基づき、認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に減額するものであります。

続きまして、（３）生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長についてであります。生産性向上特別措置法の規定に基づき、中小事業者等が取得した一定の設備等に係る固定資産税の課税標準をゼロとする特例については昨年４月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置として、適用対象に事業用家屋等を追加したものでございますが、今回、その取得に係る適用期限を令和５年３月末まで２年延長するものであります。なお、この措置による減収については、全額国費で補填されます。

続きまして、（４）その他令和２年度末で適用期限を迎える措置の延長等がありますが、令和３年３月３１日で期限が到来する特例措置の延長及び適用要件の一部見直し等を行うものであります。

続きまして、３．軽自動車税、（１）軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しについてであります。軽自動車税の環境性能割については、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、燃費基準の区分を２０２０年度から２０３０年度燃費基準に見直すものであります。なお、２０２０年度燃費基準と２０３０年度燃費基準は、測定方法が異なりますので、数字は単純に比較できるものではございませんが、軽減対象車の割合は基本的に現行と変わっておりませんので、基準が緩和または厳しくなったというものではございません。

続きまして３ページ、（２）環境性能割の臨時的軽減の延長についてです。軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する臨時的軽減措置については、昨年４月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置として、取得期限を令和３年３月末まで延長しておりますが、現下の経済情勢等を総合的に勘案し、適用期限をさらに９か月延長し、令和３年１２月末までとするものであります。なお、この措置による減収につきましては全額国費で補填されます。

続きまして、（３）種別割グリーン化特例（軽課）の見直しについてであります。軽自動車の自家用乗用車に係る税率を軽くするグリーン化特例につきましては、表にありますように、対象を電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車に限定した上で、適用期限を令和５年３月末ま

で2年間延長するものでございます。

最後に、4. その他といたしまして、今回の税制改正の関係におきまして、地方税法をはじめ、所得税法、租税特別措置法等の関係法令が改正されることとなります。また、その改正におきましては、項番号や号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例におきましても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、令和3年度税制改正大綱（地方税関係）の概要とさせていただきます。

なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行うなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする改正内容につきましては、3月31日付けで専決処分をさせていただきたいと考えております。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

そしたら私のほうから1点お尋ねしたいんですけど、2ページの浸水被害対策とありますけども、この雨水貯留浸透施設というのはどういうものなのか。そして町内で影響等があるのか、その辺教えていただけますか。 福田税務課長。

税務課長

雨水貯留施設といたしましては、貯水できる施設や防水性の舗装関係が対象となります。町内におきましては、対象となるような施設は、現在、地区および施設はない状況となっております。以上でございます。

委員長

ほかにごございませんか。

(な し)

委員長

次に、(2) 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る土地賃貸料の取扱いについて、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項の（２）斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る土地賃貸料の取扱いにつきまして、ご報告をさせていただきます。

委員の皆さまも既にご承知のように、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、外国からの入国制限、あるいは渡航制限の措置に加えまして、国内では県をまたぐ移動制限や不要不急の外出自粛、飲食店への時短営業要請など、全国各地の観光客は大幅に減少している状況となっております。

それでは、はじめに、本日お配りをしております資料３－２をお願いいたします。本町におきましても、法隆寺の拝観者数も大きく減少しておりまして、令和元年４月から１２月までは、５３万７，８５３人で行っていただきましたけれども、緊急事態宣言の発令後の昨年、令和２年４月から１２月までは、１８万５，２７４人、前年比約６５．６％の減となっております。

このような状況下のなかで、国、あるいは地方公共団体をはじめまして、官民あげて国民の生活、事業所の経済活動を守り、支援するための施策が実施をされてまいりましたが、依然、新型コロナウイルス感染症の影響を多方面で受けております。斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業にかかります町が賃貸し、株式会社呉竹荘が運営をいたします法隆寺 i センター横の駐車場におきましても、その影響を受けまして、利用台数及び使用料収入ともに、大幅に減少している状況でございます。昨年、令和２年４月から１２月までの間で前年度同時期と比較をいたしますと、利用台数で約４７．９％の減、使用料収入では９０７万９００円、５４．４％の減となっております。

この収入の減につきましては、平成３０年度までのように斑鳩町が指定管理者制度による駐車場管理をしていた場合であっても同様であったと考えられるところでもありますけれども、株式会社呉竹荘におかれましては、必要最小限の人員で駐車場を運営するなど、最大限の経営努力をされている状況でございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症によります観光産業の景況感の厳しさは大変長期化しておりまして、今後の見通しも不透明な状況であることもふまえて、令和２年度の駐車場収入見込みは、前年度と比較しますと、５０％以上は下回ると予測をされているところでございます。

このようなことから、株式会社呉竹荘より、今年度の事業用定期借地権設定契約におけます土地賃貸料１，８１５万６，０００円につきまして減免賜りたい旨、本日お配りをしております資料３－１のとおり、令和３年２月１５日付で町長宛

に上申書の提出がございまして、上申書の一番下、土地賃借料支払条件にござい
ますように、令和2年度の駐車場経営による収支差額相当額については、土地賃
借料として町に納付するとの申し出内容となっております。合わせまして、上申
書の中ほど、第4段落目です、こうした厳しい経済情勢下においても以下でござ
いますけれども、マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に対しましては、事業用
定期借地権設定契約の締結時には、到底予想されなかった未曾有の状況に直面し
ている中で、今なお続く新型コロナウイルス感染症の多方面への影響を乗り越え、
令和5年度中の開業を目指す意向を改めて表明されているところでございます。

当町としましても、今後の斑鳩町の観光産業の再生、あるいは成長を推しすす
めていくためには、マルシェ・宿泊施設等の開業は大きな起爆剤であり、さまざ
まな業種業態への地域貢献にもつながるものと考えておりますところから、本事
業目的の長期的視点等も鑑み、今回の減免を受け入れるよう考えているところ
でございますので、議案の上程等も含めまして、委員の皆さまにはご理解を賜りま
すよう、よろしくお願いを申しあげます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係ります土地賃借料の取
扱いについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 今、説明で私聞きたいのは、以前観光協会が指定管理でされていたときと、今
現在の呉竹荘さんですか、定期借地という形でやっていると。今の現状で観光協
会の時との比較、もし呉竹荘がなかったとき、土地の定期借地、そういうことを
してなかった時の場合とどう違うのか教えてほしいんですけど。以前のままやっ
たという場合と今現在と、ちょっと教えてください。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり あくまでの仮定での答弁ということでご理解をお願いしたいと思います。まず
政策課長 令和2年度、今年度中の収入見込みでございましてけれども、今、現状の昨年度と
比較をいたしました減少率からいたしますと、おおむね860万円程度の1年間

の駐車場収入かなと、このように見込んでおります。その中で今、委員おっしゃっていただいております観光協会で指定管理をしていただいております時の実績、30年度の実績額、指定管理料でおおむね900万円ということで収支差額としてはマイナス40万円と見込んでおります。また、呉竹荘より、この12月末までの管理経費がおおむね520万という報告を受けておまして、年度間で通年しますと約700万円ということで、差し引き160万円、これだけの黒字が出るのではないかと、いわゆる向こうの申し出でございます、町への収入、納付額としましては160万円程度かなというふうに見込んでおるところでございます。

伴委員 結局、従前のままでいった場合は、ちょっと赤字がでるような形に、場合によってはなっていたかもわからんと、今現在やったら一応賃料として160万、予定、約束していたと言いますか、契約していた内容からいうとすごく下がるけどもそのような状態になっていると、こういうことになっておるわけですね。正直こういう状況になるとは、だれも想定されてなかったとこでの話ですんで、これは仕方ないかなというか、なんちゅう表現したらいいかあれですけど、言うてきはんのはよくわかりました。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 資料3-1の様式で、今160万円という話ありましたけども、例えばもっと駐車料金が減ってですね、マイナスになった場合は、マイナス出すっていうことではないですね。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 マイナスをうちが補助するということは考えられません。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

そうしたら私のほうからも少しお尋ねしたいんですけども、確かにおっしゃるように未曾有の危機やと、想定できなかつたようなものですので、非常にそういった今回のコロナの影響によって、被害受けている業者さんですね、本音でいう

とすべてお救いしたいというのが私の思いではあるんです。ただ、じゃあ同じように町内にいてはる業者さん全部同じように、いうたら赤字を100%補填するというような対応はできないわけですね。そこで非常に判断難しいんですけども、全国的にコロナですから、呉竹荘さん、会社自体も大きな損害を受けているかなと思うんですけど、じゃあ負担能力がどこまであるのかっていうのはこれはどう見たらいいのかなというふうに思うんですけど、本体の会社の経営状況というのは町のほうで把握はされているんでしょうか。

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

今回、町のほうで一定の方針を決めさせていただく際には、委員長おっしゃっていただいている経営状況等も十分みていく必要があるというところで資料はいただいております。その中で、株式会社呉竹荘におきましては、決算状況等公開しておりませんので、きちっとした数字等は言えないところではありますけれども、呉竹荘と協議させていただいておる中で、経常収益については概ねの額ということで、ご報告をさせていただきますと、2019年9月決算期では概ね3億円の黒字であった営業収益につきまして、昨年2020年9月期については、約15億円の赤字ということで、差し引き18億のマイナス、約600%のマイナス、このような状況になっているところでございます。以上でございます。

委員長

2019年の決算で15億の赤字っていうのは、コロナはまだ入ってない時期。

まちづくり
政策課長

再度ご報告させていただきます。2019年9月、一昨年につきましては、3億円の黒字でございます。昨年の9月期、4月以降、年明けてから9月まで、コロナの関係が、緊急事態宣言と被っておるわけでございますけれども、その間の被った分の昨年の9月の決算の営業収益、損益といたしましては、マイナス約15億円の赤字というふうになっている状況でございます。

委員長

それは決算公開してないのでということで、資料等はこの委員会では提出していただくのは無理やということなんですか。

まちづくり

そのようなことでちょっとご理解をお願いしたいと、このように思います。

政策課長

委員長

冒頭にも言いましたけども、本音だったらコロナの影響なんで、会社の責任ではないということなので、わからなくもないんですけども、やはり原資は税金です。それを言うたらこの業者さんだけ特別扱いをするというようなことに対して、町民の皆さんから理解が得られるのかなというのがすごくやっぱり感じるんです。やはりそうすると町民の皆さんにご理解いただけるような基準を設けたうえで、一定の減免等で対応していくというのが私は妥当じゃないかなというふうに思います。その点については町はどう考えているんでしょうか。

面巻総務部長。

総務部長

委員長おっしゃられる部分も理解はできるんですけども、ただ、今、呉竹荘さんと49年の契約をしております。今後長期にわたる契約の中で、今、減免する部分につきましても、49年の中で非常に大きな貢献をしていただけるのかなというふうに考えているところでございます。また、現下の状況の中で果たしてこれで終わるのかということも言えませんけれども、ただ、令和5年のオープンに向けて鋭意頑張るということを表明されておりますので、その部分で斑鳩町のいわゆるひとつの大きな拠点の施設として整備していくためには、今回の措置というのはやむを得ないものと判断したところでございます。以上です。

委員長

もちろん、今後オープンもしてほしいですし、活性化もして行ってほしいなと思うんです。ただ、そうすると、例えば、分納にするとか、いう形で後々また利益が出たときに、支払っていただくというようなことも柔軟に考えていけるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

総務部長

いわゆる徴収猶予という形だと思うんですけども、ただ、そうした場合ですら、呉竹荘にとっては、そういった部分も負債を抱える状況にもなりますので、今回に限ってはいわゆる不測の事態、だれも予想してなかった事態ということで、減免というか、免除というか、そういった形をとらせていただいて、ただ、駐車場のほうで利益が出た分につきましては、その分は斑鳩町に納めるということで判断したところでございます。

委員長 町民の皆さんの税金をお預かりして運営をするというような形ですので、最悪の想定というのもしたうえで、対処、検討しないといけないと思うんです。これ、呉竹荘さん頑張るといふふうにおっしゃっていただけてますけども、コロナの状況が続いたりして収益が見込めないといふふうになったら、最悪撤退されるということも考えられるんじゃないでしょうか。

総務部長 現時点では、先ほどお示しさせていただいたオープンを目指すということを表示されておりますので、そういった形で進められていくといふふうに私どもは考えているところでございます。ただ、大きな、今後大きな波であろうか、経済情勢がもっと深刻になれば、ほかの企業さんも同様のことになりますので、そういった場合では不測の事態が生じた場合には撤退といふか、本体自体、ちょっと難しいよといった場面も生じるのかなど。ただ、今回お示しさせていただきました上申書におきましては、令和5年度にオープンしますということを変更して表示されておりますので、今はそれを目指して進んでいきたいといふふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 もちろん頑張っていたきたいといふのは、こちら本音なんです。ただ、最悪の場合も想定してと先ほど申しあげましたけども、この誘致事業自体ですね、もともと誘致ありきの計画で、以前に、企業版のふるさと納税ということで数千万円のご寄付をいただいて計画を進めていると。最悪の話ですけども、呉竹荘さんが撤退をされて、コロナの状況が続く中で、ホテル誘致は今ちょっと考えられないなといふようなことになったときにですね、この計画自体がどうなっていくのか、当初、ふるさと納税を受けた時点で、この計画が立ちいなくなったら、それを返さなきゃいけないんじゃないかとか、そういう話もありましたので、そのところがどうなるのかといふのも確認をしておきたいと思うんです。

総務部長 まず1点目なんですけれども、企業版ふるさと納税の関係なんですけれども、これにつきましては、確認したところ小城製薬ですね、そこには影響しないといふふうを確認しているところでございます。

委員長 そうしますと、返却ということはないということですね。

ほかの委員さん、質疑等ありましたら。 伴委員。

伴委員

最初の委員長の冒頭の質問に関しては、ちょっと私もそういうような考え方もできるんで、先ほど質問させていただいた。簡単に言うたら、僕のイメージから言ったら誰がやってたかて、賃料を発生させて予定どおりの賃料をもらうのは難しいというような認識をしたと、税を減免するような話じゃなくて、誰がやったかて利益上がらんというような状況やなど。利益上がらへんだらそれに対して収入が入ってくるわけにもいかんというような形。今回の場合、減免というような形になってきたと。その後の5年ですか、予定してはる、それに関しては正直言うて経済状態いろいろ難しいけど、それをここで議論するのは非常に難しいなど。

ただ、最後にふるさと納税、企業版の税の問題というのはこれに対しては、今確認しはったというのは、私もこれは勉強になったなど。

それに対しては、ちょっと難しいかなと私自身は思います。

委員長

最初の課長の説明、報告の中に今後議案として扱っていくということも町として考えておられるということで、事前にこうして担当常任委委員のほうに相談いただいているわけですけども、まあ、今日急にの話ではありますけども、今後ですね、町としてもどう対応していこうとされるのかについて、やはり委員の皆さんの意見を参考にされたいと思いますので、できるだけ皆さんご意見いただきたいと思うんですけど。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

これ、僕、インバウンド言うんですか、外国人の観光客が飛躍的に増えた、そこらへんから思ってたんですけども、ある特定の国がなんか日本政府と意見が違うようになった時には、ある特定の国の観光客、日本の観光はだめやというふうなことも想定されるのに、なんか爆買いやとかなんとかやと浮かれて日本中が沸いていたと。バブルが今弾けたんやないかなと、コロナいうことは想定外やけども、観光客が減るいうことは、完全に想定内でやってなあかんことだったと僕は思ってるんです。それで、これは斑鳩町の観光戦略にも関わってくる、日本の観光戦略にも関わってくる問題、とにかく浮かれて観光客はとにかく来るんやさかいに、ホテルも建て、なんやらもし、そういうふうなことはこれからはちょっと難しいんやないかなと思っている。それでここ駐車場、この問題ですね、利益

浮いたからその利益は差上げますわと、支払いますわと、いうふうなことを民間の企業の方がそういう感覚でおっしゃるのはちょっとどうかなという気はしているんですわ。そしたらこれ利益が上がらんで、赤字になったらどうされるんですかね。そこらへんも考えて対処していかなあかん、何も今年だけに限った問題やない、来年もどうなのか、そこらへんも難しいですわね。そやから、利益分だけ納入しますわと、そういうふうな感覚での減免いうんですか、それはいかななものかなという気はしております。

委員長 答弁はよろしいですか。

嶋田委員 民間企業やさかいね、利益あげるのは、これは当たり前の話ですわ。そやけどその上げた利益を納めなあかんとなってきたら、赤になったら納めんでもええわけですわな。ほんなら企業努力というの、おろそかになってくる可能性もあるわけですわね。同じことやから、経費と利益が同じ額になったら、別に町に納めんでもええんやという考えもできるからね。せやから利益上がった分だけ納入いう形は、僕はよくないと。それよりも、土地賃貸料の何%という形でやっていかれたほうが、減免ですわね、そのほうがいいとは思いますが。200万儲かったから200万納入しますとかそんな話やなしにね。やっぱり契約はちゃんと謳っているんやから、金額あるわけ。その苦しいんやったら何%支払ってください、そういうふうな感覚でやっていかれたほうがいいと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、委員会として取りまとめができるような状況でございませんで、各委員さんからいただいた意見をですわ、参考にさせていただいて、町としてまた改めて対応のほう検討いただきたいと思います。

そうしましたら、この件については以上で終わっておきます。

次に、(3) 地域交流館の建設要望に対する対応について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、2. 各課報告事項の(3) 地域交流館の建設要望に対する対応についてご説明を申しあげます。

恐れいりますが、資料番号4、地域交流館建設候補地位置図という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

平成30年5月に開催されました本委員会におきまして、平成30年4月5日付けで、三室地区自治会及び紅葉ヶ丘自治会の2つの自治会の連名により、本資料にお示ししております候補地A及び候補地Bの2か所を地域交流館の建設候補地として、また、その選定については、専門的見地から町に委ねる旨の要望書の提出があったことを、ご報告させていただいたところでございます。

その後、この2つの候補地につきまして、建設に要する財源の確保も含め、検討を進めるなか、地域交流館はコミュニティ施設という機能に加え、防災倉庫機能を備えるという性格を合わせ持つことから、県の消防救急課と協議いたしましたところ、消防庁所管の補助金となります消防防災施設整備費補助金の対象となる可能性があることが判明いたしました。こうしたなか、この消防防災施設整備費補助金の補助対象となる備蓄倉庫につきましては、その補助金交付要綱の立地要件におきまして水害等の危険性のない土地であることとされており、県に確認するなか、水害等の危険性のない土地であることとは、浸水想定区域に含まれていないことが要件になるとのことで、今回の場合におきましては、候補地Aについては補助対象となりますが、候補地Bにつきましては当該地及び周辺道路が浸水想定区域に含まれるため、補助対象とならないという回答でございました。

このことを受け、町の単独経費により、この地域交流館整備事業を進めていくことは難しいという判断のもと、候補地Aの龍田西7丁目地内の土地を候補地として、検討を進めさせていただきたいという判断に至りました。

資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。候補地Aにつきましては、土地所有者は同一でございますが、3筆の土地に分かれておりまして、この3筆の土地の公簿面積の合計が2371.73㎡で、現在、会社の寮の敷地と2区画の駐車場として土地利用がなされている状況でございます。このことから、この候補地Aのうち、どの部分を地域交流館の敷地としてご協力いただけるのか、その範囲を確認していく必要がありますことから、町におきまして、土地所有者の意向を確認いたしましたところ、現在、駐車場として土地利用されている部分にできる

だけ影響しないように検討を行ってほしいという意向でありましたことを受け、この地図で、黒の太線で囲んでおります範囲、現況で寮の敷地と駐車場の一部となります、龍田西7丁目377番1及び1015番の公簿面積で677.70㎡の区画を協議地として検討を行っていくことにつきましての了解を、三室地区自治会及び紅葉ヶ丘自治会も含め、いただいたところでございます。町といたしましては、この協議地を対象として、今後、地域交流館の建設に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。なお、用地取得に向けまして、今後、土地所有者との詳細な条件面での交渉が必要となりますことから、令和3年度当初予算におきましては、土地購入費や設計費等の予算計上はいたしておりませんが、土地所有者との交渉の進展状況によりましては、必要となる経費につきまして令和3年度内での補正予算のお願いを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、2. 各課報告事項の(3) 地域交流館の建設要望に対する対応につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 全体の費用を教えてくださいんですけども、概算ですけども。例えば消防防災補助金というのは、何割ぐらいの補助金が出るのか、町の負担はどのぐらい見込まれているのか、概算を教えてくださいありがたいです。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 まず、消防防災施設整備費補助金についてであります、こちらにつきましては、耐震性の貯水槽と備蓄倉庫、これは建物全体になりますが、これについて補助対象となっております。こちらの補助率は2分の1ということで、一定上限のほうで床面積等に応じて課されております。また、町単独経費になる部分につきまして、起債措置を行いますと交付金対応となるという部分もありますので、5丁地区地域交流館の場合と同じ床面積と仮定した場合におきましては、約5千万円がこの補助金と交付金合わせて上限となりますけれども、交付される見込みと

いうことになっております。一方、整備費につきましては、この地域交流館の設置基準の中におきまして、土地および建物の合計額を1億5千万円というのを上限額として定めておりますので、そのような形が今、経費の概算というところがございます。以上です。

委員長

ほかにご覧いませんか。

(な し)

委員長

次に、(4)地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項(4)地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用につきまして、ご報告させていただきます。資料5をお願いいたします。

本事業につきましては、世界文化遺産都市が行います情報発信、普及啓発事業などに対する文化庁の補助金制度、こちらのほう文化芸術振興費補助金でございまして、補助率は原則100%となっております。補助対象者は、地域の文化遺産または世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体、いわゆる保存会等によって構成される実行委員会等となっております。市町村で直接交付を受けることはできないこととなっております。このことから、当町では、法隆寺、斑鳩町、斑鳩町教育委員会、斑鳩町文化振興財団等により構成をいたします世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが事業実施主体となっております。

それでは、令和3年度に向けまして、世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが文化庁に補助要望を行っております世界文化遺産活性化事業につきまして、資料にもとづき、ご報告させていただきます。

まず、1つ目でございます、奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成、ホームページの掲載でございます。奈良・斑鳩里めぐりMAPは、外国人観光客のまちあるきを促進するため、イラスト解説などでわかりやすく、町内の観光名所や店舗を巡ることのできるガイドブックでございまして、韓国語版を500部作成いたしますとともに、令和元年度に作成をいたしました外国人用観光ホームページにも掲載をする予定でございます。

続きまして、2つ目、欧米観光見本市等への出展でございます。広域連携DMOである一般財団法人関西観光本部が各国に出店・運営する関西ブース内に、斑鳩町の特出しコーナーを設置するものでございます。

3つ目でございます。東京・斑鳩リレーセミナーの開催でございます。本年、2021年の聖徳太子1400年御遠忌の節目の年に、聖徳太子ゆかりの地・斑鳩町を内外に広く発信するために、東京と斑鳩によるリレーセミナーを開催してまいりたいと考えております。

続きまして、4つ目、海外向けサイトへのPR記事の掲載でございます。外国人向け観光サイトでございます「Japan Travel」及び「MATCHA」に、それぞれのターゲットに応じた斑鳩町を満喫していただける旅行商品などを掲載をいたしまして、幅広いデジタルプロモーションを展開してまいりたいと考えております。続きまして、5つ目、旅行商品用パンフレットの作成でございます。町内の地域DMO、観光協会等と連携をいたしまして、法隆寺や斑鳩町周辺の地域観光資源を活用した旅行商品を造成をいたしまして、その商品を掲載したパンフレットを作成してまいりたいと考えております。続きまして、6つ目、観光PR動画の制作といたしまして、斑鳩町や斑鳩町の周辺地域をドローンによる撮影した映像、あるいはさまざまな観光コンテンツを組み合わせた観光PR動画を製作をいたしまして、今後、商談会等で広く活用してまいりたいと、このように考えております。最後に、7つ目、モニターツアーの実施でございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じ、法隆寺を中心とした観光・歴史体験モニターツアーを実施をいたしまして、参加者は、海外からSNS等に影響力のございますブロガーやインフルエンサーの方を主な対象者といたしまして、SNSを活用した情報発信も同時に実施してまいりたいと考えております。

以上、7項目の事業につきまして、総事業費が1,026万円となっております。文化庁に対して補助要望をしているところでございます。なお、補助採択の採否の結果につきましては、3月末に通知される予定となっております。その結果によりまして、資料の右下に記載をしております町単独事業費235万円の範囲内で実施してまいることとしておりますので、ご理解たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産）の活用についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
溝部委員。

溝部委員 教えていただきたいんですけども、1番の奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成、HPの掲載の韓国語ってあるんですけど、韓国語以外には何が用意されているのかというのと、2番の関西ブースに特出しコーナーを設置してどういったものをPRされるのかというところと、あと、事業予定と不採択でも行う事業と行わない事業の違いといいますか、それを教えていただきたいんですけども。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 まず1つ目のご質問、里めぐりマップの関係につきましては、平成30年度、この補助事業の活用をいたしました補助事業の中で、30年度に英語版、31年度にフランス語、令和2年度、今年度は中国簡体語の作成をしております。令和3年度におきまして、ご報告をさせていただきました韓国語を作成いたしますとともに、改めて令和4年度につきましては、中国語の繁体語をつくっていききたいと、今、計画しているところでございます。次に、欧米観光見本市等への出展事業は関西観光本部が行っておりますところに、先ほど今ご説明をさせていただきました観光パンフレット等、あるいは来年度に予定をしております観光PR動画の制作、このあたりをもって海外のほうに情報発信をしていきたい、プロモーションしていきたい、というものでございまして、関西観光本部も今コロナ禍の中でございますので、どちらのほうでされるのかというのもしっかりと調整しながら、進めていきたいなど、このように思っております。

あと、最後のご質問でございます。不採択でも行う事業との差ですけども、1つ目と2つ目につきましては、町単独費でも実施をしていきたいと思っております。それと3つ目につきましては、補助金が付かなかった場合であったとしても斑鳩町でのセミナーは実施していきたいというところで、斑鳩町のほう、あげさせていただいているところでございます。

溝部委員 そしたら4番から7番までは不採択であれば事業を行わないということの判断

というのはどういうことなんですか。

まちづくり
政策課長 こちらのほう全体予算等々の関係もございます。また、5番、6番、7番はすべて新規事業となっております、一定補助金を活用させていただきたいというようところで考えております。また、4番につきましては新規事業ではございませんけれども、補助金を活用したうえで、外国人向けのサイトのほうにプロモーションしていくというところでございまして、補助金がつかない場合には単費では実施しないと、改めて令和4年度に補助要望していただけますので、そういった形で考えたということでご理解お願いできたらと思います。

溝部委員 ありがとうございます。ということは1、2、3番が効果があるということで判断されているということですかね。

まちづくり
政策課長 こちらのほう、5か年の計画ということで、補助の採択をいただいている関係もございますので、順次拡大をしていったところで補助金がつかなくてもやっていきたいというところであげさせていただいております。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 1番の韓国語のマップ作成とHPの掲載なんですが、これ500部とありますねけれども、これでどれぐらいもつ、もつといたら表現あれですけども、何年ぐらいいっぺん印刷したらいけますねやろ。今まで他の言葉もやってはった関係で、ホームページでなんぼかかるかわかりませんねけれども、1部あたりそこその金額になってしまうというイメージ、結構印刷物というのは、ぎょうさん刷っても少なくともあまり金額変わらんということがあると思いますねん。マップの状況がごろっと変わったら、そら長いことしてたらあきませんけど、なんかこれ500って、えらい数、そんなぐらいしか来はらへんのやったら、逆に効果というのもあまり感じひんようになりますし、そのあたりどんなもんでんねやろ。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 こちらのほう翻訳の費用も含まれておりますということで、金額のほうはご理解いただけたらと思います。あと、500部にさせていただいておりますのは、補助金の対象となりますのが、翻訳と印刷が500部ということで、制限がかかっております。例えば英語版でございましたら、先ほどもご報告させていただきました30年度にまず作成をさせていただきまして、そののち令和2年度、今年度に増刷ということで、町単独費で5千部を作成をしている。随時、県内、県外を含めましたいろんなホテルの協会でありましたりとか、いうようなところに、町内含めて、観光施設、iセンターを含めたところに配置をさせていただいて周知をしていく、またホームページにも掲載することで海外のほうにも発信しているだろうということで、進めさせていただいているものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5)斑鳩町スクールカウンセラーの配置について、理事者の報告を求めます。松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長 それでは、2.各課報告事項(5)斑鳩町スクールカウンセラーの配置についてご説明をさせていただきます。資料6をご覧くださいと思います。

現在、町立小・中学校におきましては、児童生徒のいじめ、不登校、非行や心の問題等に対応するため、奈良県からの派遣を受けまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置をしておるところでございますが、昨今、案件の複雑化により、継続的な対応が必要な事例が増加する傾向にございます。こうしたことから、さらなるカウンセリング機能の強化を図ってまいりますため、次年度から斑鳩町によるスクールカウンセラーの配置をしてみたいと考えております。

はじめに、(1)配置計画でございますけれども、配置する人員は1人で、配置する回数は1週間に3回程度、1回当たり6時間の配置を予定しております。

次に、(2)相談の形態でございます。町立学校に拠点校を設け、配置をいたしますが、各学校における事案に応じまして、派遣又は巡回訪問を行い、児童生

徒やその保護者及び教職員の相談にあたってまいりたいと思います。また、不登校児童生徒やその保護者など、学校施設での対応が難しい事案につきましても、対面による相談だけではなく、リモートによる面談を行うなど、オンラインを活用した対応を行うこととしてまいりたいと考えております。

次に、(3) 配置拠点校でございますが、現段階では、斑鳩小学校を拠点校として運用を始めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、(4) 開始時期でございますが、令和3年4月からの運用を始めてまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項(5) 斑鳩町スクールカウンセラーの配置についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
溝部委員。

溝部委員 斑鳩小学校拠点に、ということは斑鳩小学校にいつもおられて、あとは中学校とか他の小学校に巡回訪問をされるということですかね。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務 その通りでございます。

課長

溝部委員 人員は1人ということですがけれども、カウンセラーの方本当にお1人じゃなくて、何人かいらっしゃって、その方が交代でおられるというか、何人かがいてらっしゃるということですよ。

教委総務 今現在は、1人の人員で対応するというふうに考えてございます。

課長

溝部委員 その方が例えば体調悪くなられたりとかしたら、どうなるんですかね。

教委総務 曜日の変更などによりまして配置を考える必要があるかな、変更する必要があるかなというふうに考えております。

課長

溝部委員 実際、コロナで子どものうつ病とかも増えてるとかっていうことも報道とかでも聞くんですけども、斑鳩町では結構こういったことの相談というのは多い、どの数が多いかはわかりませんが、実際にあるということですかね。

教委総務課長 現在運用してますスクールカウンセラーの相談の実績をご紹介してお答えさせていただきたいと思いますが、スクールカウンセラーの令和元年度の実績でございますけれども、来校回数は、中学校の例でございますけれども、両中学校でそれぞれ17回来校してまして、相談件数は107件の相談がございました。今年度、12月までの実績で申し上げますと97回というような実績がございまして、令和元年度と比較いたしましてもやや増加している傾向がみられるのではないかとこのように考えてございます。

溝部委員 どこまでそういうのを聞いていいかわかりませんが、重大な案件と申しますか、そういった深刻な問題と申すものもあるのでしょうか。

教委総務課長 案件詳細についてはお答えはいたしかねるところではございますけれども、中にはあるというふうに聞いてございます。

溝部委員 ありがとうございます。またオンラインを活用した対応を行うというので、児童の方のお家にオンラインの設備がない場合と申すのは電話とかそういうような形になるのでしょうか。

教委総務課長 GIGAスクール構想でもってタブレットの整備も進んでまいりますなかで、これらの活用というようなことも考えられますし、また通信環境が整わない場合につきましてもご協力を求める、もしくはやむを得ず整わない場合はお電話等の対応ということも想定せざるを得ない場面もあるかと思っております。

溝部委員 今現在、それが無い場合は何かしらの方法で相談を受けるということですね。

教委総務 通信環境が整わない場合は、お電話はできるケースがほとんどかなと思っております。

課長 ので、そのあたりは対応できると思っています。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 奈良県から派遣を受けてるスクールカウンセラー、今現在おられますが、これは並行していることですね。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務
課長 県の事業と並行して、ということでございます。

委員長 他にございませんか。

 (な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 まちづくり政策課のほうから1点、いかるがホール・大ホールの舞台諸幕類の更新工事につきまして、ご報告をさせていただきます。

 本工事につきましては、いかるがホールの大ホールの中割幕あるいは袖幕等の諸幕類につきまして、照明によります熱、あるいは空調の温度変化の影響を受けまして、生地自体が劣化しておりまして破れやすい状況となっております。現在、保守点検等の際に破損した部分を補修するなどして対応しておりますけれども、幕が破れ、落下事故の発生も懸念されますことから、その更新を行うものでございます。本更新工事の費用につきましては、令和3年度予算案に計上させていただいておりますけれども、幕の製作に約2か月間を要するところでございます。予算成立後、すみやかに契約し、更新工事を行ってまいりたいと考えております。つきましては、3月議会議決後の3月26日に入札を執行させていただきまして、4月1日、新年度になりましたら契約を締結し、更新工事をすすめていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

福田税務課長。

税務課長

続きまして、税務課から1点ご報告させていただきます。

令和2年分所得税の確定申告の期限につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、昨年と同様に1か月延長されることとなったことに伴いまして、税務署への申告書の取次業務も4月15日まで延長させていただきます。また、町民税の申告会場の開設及び期限につきましては、3月15日(月)までとなっておりますが、例年どおり期限後も税務課窓口で随時受付を行ってまいります。申告書の提出につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送等での提出を呼びかけるとともに、期限の延長につきましても3月広報及びホームページで住民へ周知を行ってまいります。

以上、確定申告期限延長等に伴う対応についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長

松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

教育委員会事務局総務課から1点ございます。町立小学校児童の新型コロナウイルス感染について報告いたします。本件につきましては、速報という形で議員のみなさまにもお知らせをさせていただいておりましたが、町立小学校児童の新型コロナウイルス感染につきまして、改めてご報告させていただきます。

去る1月24日(日)夕刻に町立小学校の児童が新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。前日の1月23日(土)に、当該児童の家族に新型コロナウイルス感染が確認されたことから、その濃厚接触者としてPCR検査を受け、翌日に当該児童の陽性が確認されたものでございます。なお、当該児童は、特に体調に変化は見られないとのことではございましたが、家族が体調の異変を訴えた1月21日(木)の翌日1月22日から登校を控え、自宅待機しておりました。そして、1月25日(月)に郡山保健所に資料を提供、聞き取り等の調査の結果、教室において当該児童と座席が近接する児童、休み時間に近接し会話をしていた児童等10人が濃厚接触者として、また当該学級の担任及びその他の児童15人は、念のため範囲を拡大して検査を受ける接触者として、PCR

検査を受けることとなりました。翌26日（火）には、濃厚接触者10人、接触者15人合計25人全員が検査を受け、1月27日（水）には検査対象者全員の陰性が確認されたところでございます。この間、郡山保健所からの指導を受けながら、当該町立小学校につきましては、感染拡大防止と児童及び関係職員の安全確保のため、1月25日（月）は校舎の消毒作業及びPCR検査の対象者の調査のため全校を休業措置とし、26日（火）からは、検査対象者及びその兄弟姉妹以外は登校を再開し、接触者及び検査対象者の兄弟姉妹は、検査結果が判明した日の翌日の1月28日（木）から登校を再開いたしました。なお、濃厚接触者となりました児童につきましては、2月4日までの自宅待機を経まして、その後、通常どおり登校をしております。以降、幸いにも児童生徒及び学校関係者に体調の異常はみられず、学校内での感染拡大は確認されておられません。

今回、保護者をはじめ、多くの皆様にご心配をいただきましたが、今後も、引き続き気を緩めることなく感染防止の対策の徹底に努めてまいりたいと思います。

以上です。

委員長

他にございませんか。

（ な し ）

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 伴委員。

伴委員

ちょっと気になってますねけど、今年度の町立の幼稚園の申し込み状況を教えてくださいいただけますか。

委員長

松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

今年度、入園の申し込みを受け付けまして、次年度入園の、新規の入園の状況でございけれども、斑鳩幼稚園で3歳児で18人、5歳児で1人。斑鳩西幼稚園、3歳児で6人。斑鳩東幼稚園、3歳児で23人、4歳児で1人。この数字につきましては、申し込み以降、追加及びご辞退などを反映いたしました1月末現在の数字でございます。これらの結果、来年度の在園見込数ですけれども、斑鳩幼稚園で3歳児は18人、4歳児23人、5歳児25人の合計66人でございます。西幼稚園は3歳児が6人、4歳児が8人、5歳児が11人の合計25人でございます。斑鳩東幼稚園、3歳児が23人、4歳児が19人、5歳児が28人の合計70人でございます。3幼稚園合計では161人となっております、以上です。

伴委員

特に西幼稚園、非常に驚くような数字になってきてますけど、以前私、一般質問でもこの件に関して質問させていただいた。教育長、この状況について、どのように考えておられますか。

委員長

山本教育長。

教育長

ご指摘を受けましたように、ひとつには、想定していたところもあるんですけども、その想定が実現しないようにいろんな取り組みをしてまいったのが現状です。今現在、昨日も生活の発表会、西幼稚園に行かせていただきました。人数は少ないながら、やっぱり子どもたちの様子を見てますと、やはり職員ともその後話をさせてもらったんですけども、これではいけないと、やはり、この幼稚園の頑張ってる子どもたちの様子、これをやはり地域の方々にもっとPRしていかなあかんと。PRするだけでいいのかなと、斑鳩西小学校に入っていく子どもたちが減ってるわけではありませぬので、そのなかで西幼稚園の子どもたちだけが減ってる現状については、しっかりと重く受け止めて取り組んでいかななくてはならないということを、真摯に受け止めております。その改善策と言ったらおかしいんですけども、その取り組みで、今3園の園長、特に西も危機感を持っていますので、今やっってるのが、今年3園ならびに斑鳩町立の3幼稚園の動画、PR動画も作らせていただきました。これにつきましては、コロナ禍のなかで、なかなか作成が、当初は1学期ぐらいで作りたいかっただけですけども、今現在

出来上がったところですので、これを町内の各所で配布していきたいというのが1点と、2点目は、やはり西幼稚園は、そのなかでもすごく頑張っていたいてる部分があります。これは、地域の方々も喜んでいただいているんですけども、英会話をもう取り入れていただいています。年長組におきましては、英語で子どもたちがあいさつもしますし、年月日、天気等々も英語での会話をしますし、歌も英語でやっていく、これをもう現実にやっていただいでて、保護者の方もすごく喜んでくれています。そういった活動でございますとか、それから小学校と幼稚園、中学校と幼稚園の連携授業もいま立ち上げているところでございます。そのなかでサッカー教室、お絵かき教室、英語教室も実施してまいりたい。それから、これは元気クラブとの連携の中なんですけども、元気クラブのほうが3幼稚園を訪問してのスポーツフェスタをやっていく。そういったことを広報的にやっていながら、幼稚園がどれだけ取り組んで、地域の方々にかわいがっていただける、自分とこの子どもと通わせたいという幼稚園にしていきたい、そんなことも考えているところでございます。それから小学校で、先ほども出てましたG I G Aスクールが始まって、コンピュータ等々も使っていきますので、小学校に入る段階でコンピュータが使えるというのはすごくパワーになりますので、やはり差別性をはかるという意味で、公立の幼稚園でこれも始めていきたいと思っています。年長組でパソコンを使って、「遊ぶ」を通して体験していく、その子どもたちが小学校へあがったらスムーズにG I G Aスクールに入っていける、ということを取り組んでいけば公立幼稚園の良さっていうのがもっと出てくるのではないのか、これは広報になるわけなんですけども、そういう取り組みも考えている。

もう一点は、今後このような状態が続いた時には、園の取り組み自体を少し、これは教育委員会の視点ではなくなってくるわけなんですけども、少し抜本的な教員の配置とかということも含めてなんですけども、考えていくことが必要な状況が出てくるのかなとも思っていますけども、そういうことにならないように取り組んでいきたいと思っているのが現状でございます。

伴委員

丁寧に説明していただきましたけど、ちょっと私が危機感持ってるのと若干ずれがあります。これに関して、正直言うて民間やったら倒産してますわ、はっきり言うて。正直言うて私立の無償化、このあたりが大きく影響してるのが実際ですんで、またこの件について、当委員会また予算委員会で議論させていただきた

いと思いますので、今日はこのへんで納めておきます。

委員長

すみません、ちょっと関連して。新年度から延長保育を実施されるということで、この間その周知はされてきましたけど、前年度の入園申し込みと比べて新年度は増えてるのか減ってるのか、そのへんの状況はどうなんですか。

松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

前年度の入園、従いまして3歳児と4歳児の数字が比較の対象になってこようかなと思いますけれども、斑鳩幼稚園につきましては今年度が18人で昨年度が23人、大きくは変わってないのかなと。西幼稚園につきましては、今年6人でございますが前年度8人でございます。東幼稚園につきましては、23人、今年度23人、昨年度は19人でございますので、大きな変動としては見られてるところではないのかなというふうな現状でございます。

委員長

なかなか実際に始まってみないと良さとかいうのも、やっぱり良ければ登園されてる方から広がっていくことだろうと思いますし、またやっぱり、昨日も厚生常任委員会でちらっと出てましたけど、保育所のほうで待機児が出てるということで、幼稚園のほうで受け皿になることができるのかということも検討していかないといけないというふうに思いますので、また取り組んでいただいて、やっぱり効果としてどうだったのかというのもしっかり検証していったかないといけないなと思いましたので、教育長のほうで色々また考えていただいているようですので、よろしく願いしておきます。

他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

ちょっとお聞きします。小学校で置き傘制度やっておられると思うんですけども、そのシステムいうんですかね、詳しく教えていただけますか。

委員長

松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

置き傘、雨の日に子どもたちが朝雨が降ってなくて、学校から帰る段階で雨に遭うという時のための、使う傘というところでございますけれども、よく黄色

い傘を持っているところでございますけれども、これらにつきましてはランドセルカバーなどと同じように各種団体から新入学児童へのプレゼントとして寄贈を受けて、入学時に配布されております。この傘につきましては6年間の通学のなかで破損してしまったりまた失くしてしまったというような場合もございますけれども、その場合には各ご家庭でご用意をいただいているというような状況でございます。

嶋田委員

僕また保護者の方が学校に置いておかれるのかなと思ってたんですけれども、学校の帰りに雨が降って、風が強かって骨が折れる、そして外れる、布言うんですかね、はずれたりした子が2人おって、それをごみみたいなものですわな、それを持って帰るのに、うちの前通った時に、「嶋田さん、もうほかしといたるわ」言うて2人の子はうちへ預けはってんけど、1人の子が、3人おったわけですな、1人の子が「これ、学校行って見せなあかんねん、せやから持って帰るわ」というふうな子がおったんです。そこで、その置き傘って学校が支給してはんのか、保護者が買って学校に置いてはんのか、そこらへんがちょっとわからなかったもので。その持って帰るって言うた子は、おそらく新しいのに替えてもらうのに、壊れたさかいに見せなあかんという感覚やったみたいなんです。それで、どうしてはんのかなと思ってんけど、今お聞きしますと、壊れたらもう保護者が子どもに持たせて、また学校へ持って行くというような感じなんですか。

教委総務
課長

新入学時点でのプレゼントということで、個人持ちのものとお考えいただくのが適当かなと思うんですけれども、壊れてしまった代替えについては、2本目以降は各ご家庭でご準備いただいて学校に置いていただくというような形で運用しているところがございます。

嶋田委員

わかりました。これね、子どもたちもうほかしてもかまへんと思って手ぶらで帰る子もおりや、その子みたいに見せなあかんねんというふうな子もおって、ばらばらな伝わり方いうんですか、されておられるので、そこらへんちょっと保護者にでも、こういうシステムですよということだけ、入学時には知らせてはると思うんですけれど、再度知らせるようにしてほしいと思います。

教委総務
課長

傘の取り扱い、運用等につきましては、何らかのタイミングでもって周知する
手法、これは学校と相談してまいりたいと考えております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いた
だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

(午前10時29分 閉会)